

けれど、後には此の地邊を都て宗叔町と稱するに依つて、小塚町の町名は失せたるなるべし。然るを明治四年戸籍編成の頃、此の一町をば更に玉川町となしたり。

○小塚八右衛門邸跡

元祿六年の土帳に、小塚八右衛門長九郎左衛門裏門近所とあり。延寶金澤圖に小塚左近とありて、其の西隣の地を小塚左近請地とあり。青山將監居邸の尻地也。按ずるに、小塚氏は尾張荒子以來の譜第の士にて、國專昌披問答に、小塚八右衛門秀正は淡路と號す。弟權太夫と共に、尾州より利家卿に奉仕すと。金澤城内に藤右衛門丸と云ふ曲輪あり。國初の頃小塚氏此の曲輪に居住ありしといへり。小塚氏の傳は城中の部に記載す。

○宗半町

此の町内は、舊藩中諸士の邸地のみにて商家はなし。但し元祿の土帳に此の町名見えず。享保の土帳に初て記載す。舊傳に、昔中川宗半の居邸ありし故、町名に呼べりといひ傳へたり。或は云ふ。宗半が邸地は中川下邸の地是也と。按ずるに、三壺記に、慶長十年十一月晦日雷火にて金澤御

城焼亡に付、御前様は興津内記の居宅へ立退き給ひ、女中方は中川宗半の居宅へ立退き給ふとあり。此の時の居宅即ち後の下邸ならんか。有澤武貞の金澤細見圖譜に、今堤町と袋町との堺を武藏辻といふは、古へ中川武藏守光重入道宗半の屋敷、此の邊まで在りたるによりいふ。とあり。今按ずるに、此の居邸は堤町の尻地なる中川氏の邸地その殘地なるべく、宗半町の邸地は隱居所なり。故に宗半町とも呼べるなるべし。

○中川宗半傳

備志錄に云ふ。中川宗半は尾州の人也。中川八郎右衛門嫡子也。若名を清六といふ。尾州にて利家卿の婿と成り、其の後八郎右衛門の身代果るに依つて、清六加州へ來られ、能登七尾に在り。其の後武藏守に成り、越中升山城を預けられ在城しけるに、朝夕茶湯を業とし、勝手一圓に不如意になりて、上方へ立退き、法鉢して宗半と改め、秀吉公の御伽に罷出でらる。公御他界有りて再び加州へ歸參し、大聖寺陣を勤められて、後本知二萬七千石を賜ふ。とあり。村井長明の陳善錄に、中川武藏殿は利家様の御むこの處、

其とき御慈悲深く又は法度を御立候。公儀毎年之御普請役に殊之外未進候て、利長様御立腹にて候時、殿様達て御詫言候はゞ、相濟可申を、侍の役は陣普請といふに、餘事は主のゆるしも可有之候。左様に公儀普請場をあげ、過分に未進して諸傍輩共仕うめ候處も如何に候間、法度のため中

違ひ無是非尤に存候。扱法度は御立候て、殿様御意に、鞞なれば捨てられぬと仰せられ、能州つむぎに家を造らせ置かせられ候。其後大納言様・肥前様御談合にて、太閤様へ(被召出)咄衆に被召出、三千石御取候。宗半の御事也。とあり。三壺記に、天正十七年十一月九日利家卿若茶を世子へ被進條に、姪軍中川武藏齋つき、公儀普請役過分の未進有之由、普請奉行より注進す。利家卿御吟味被成處、公儀之事を心易だてに任り、役を勤めざるに付、諸傍輩共仕埋めければ、何れも迷惑がり申由御耳に相立。利家卿被仰は、武士之公儀普請・軍役等は第一可勤所業也。それを疎略して自分の氣樂を第一にし、傍輩を倒す事盜賊に似たり。罪科輕からずとて、能州津向と云ふ所へ配流被仰付。其後利長卿より御詫言被仰上に付御赦免被成、太閤へ御咄之者に被召出、

三千石被下、御他界の後加州へ來る。宗半入道是也。とあり。三輪氏所藏利家卿印書に、

尙々、武藏家せばく不自由成所候はゞ、家をも作り可申候。以上。

態申遣候。仍左京大夫先々能州へ御下候て、少之間住宅事候。然者武藏家を相渡し可置候。此方より來廿日比に被立候間、可成其意候。武藏女共は我等屋敷へ移し可置候。樂春を相副遣候間、其刻具一書にて可申遣候。先爲心得申候也。

六月十六日

利家印

三輪藤兵へ殿

右は淺野左京大夫幸長、關白秀次公と一味の由、直判書を偽造しけるに依つて、豐太閤幸長成敗被仰出。然るを利家卿謀書之由被仰上、幸長を強ひて御預り被成、能州鹿嶋郡津向の旅屋へ被入置よし、陳善錄・三壺記に見ゆ。右は文祿四年の事也。されば此の頃は中川宗半いまだ津向に蟄居ありしと聞ゆ。其の後太閤御咄衆に召出されしにや。烈祖成績に、中川宗半。名光重。八郎右衛門重政子。從五位

右は淺野左京大夫幸長、關白秀次公と一味の由、直判書を偽造しけるに依つて、豐太閤幸長成敗被仰出。然るを利家卿謀書之由被仰上、幸長を強ひて御預り被成、能州鹿嶋郡津向の旅屋へ被入置よし、陳善錄・三壺記に見ゆ。右は文祿四年の事也。されば此の頃は中川宗半いまだ津向に蟄居ありしと聞ゆ。其の後太閤御咄衆に召出されしにや。烈祖成績に、中川宗半。名光重。八郎右衛門重政子。從五位